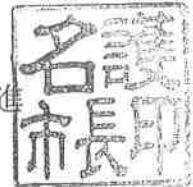




名総務第159号
平成27年5月27日

名護市議会議長 屋比久 稔 殿

名護市長 稲嶺 進



第1回名護市議会市民意見交換会の報告について（回答）

平成27年3月31日付け名議第831号にて、貴殿から依頼のありましたみだしのことについて、市民と議会との意見交換会で市民から出された、質問・要望の多くは、第4次名護市総合計画に関連しております。そのため、当該質問・要望のありました中から当該総合計画の各施策の中で重点的に取組む活動事項又は具体的に現に取り組んでいる事項に関し、別紙のとおり回答します。

なお、その他の質問・要望につきましても、まちづくりの基本理念及びまちづくりの目標の実現に係る中長期的な施策として実施する必要があるものについては名護市総合計画への位置付けを行い、実施を検討してまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。

別紙

質問・要望 事項番号	5
質問・要望事項	街中も駐車場が少ない、市内にホテルも少なくシャッター通りになっていることから、活性化のために駐車場を増やすとかホテルの建設はできないか。

【質問・要望に対する取組み】 担当部署：産業部 商工観光課

名護市では、国道や県道などの広域的な道路交通網の整備及びモータリゼーションの進展による市街地の拡大と、郊外大型店舗立地などの影響により、既存商業機能の低下やコミュニティの衰退など、中心市街地の空洞化が深刻となったことを背景に、平成16年3月に「名護市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地活性化に向けての5つの基本方針の下、施策展開を進めてきました。

具体的な取り組みとしましては、駐車場やイベント広場のある市営市場整備、インキュベーションマネージャーを配置した産業支援センター施設整備、名護漁港水産物直売所整備、まちなか市営住宅の整備といった、まちなかの拠点機能として必要な基盤整備を行ってまいりました。そして、これらのハード整備に連動して、まちなかの重要な地域資源である「ひんぶんガジュマル」や「津嘉山酒造所施設」などの国指定重要文化財の保全・修復とさくらガイドによるまちなか散策観光プログラムを展開しています。

名護市中心市街地活性化基本計画を策定してから10年が経過し、更なる中心市街地の「賑わい」回復を図るため、今年度より新たに、空き店舗を改装し新規に創業する際の費用一部を助成する「空き店舗活用した創業支援事業」、既存店舗がリフォーム改修工事を行う際に費用の一部助成を行う「再生チャレンジ補助金」を創設し、商店街の主役となる商業者の支援を行っていきます。

中心市街地商店街の空き店舗率については、平成23年度が25.8%だったのに対し、平成27年度4月17日現在には16.9%と減少しており、新規事業者が増えてきています。今後も引き続き、商工会や各通り会と連携してさらなる市街地の空き店舗対策や駐輪駐車場の検討を行うとともに、民間の活力も取り入れながらホテル、企業誘致についても取り組んで参ります。

◆ 第4次名護市総合計画（後期基本計画）の位置付け

政策3 自然の力を生かし創るエコな自立型産業のまち

施策5 商工業の振興

質問・要望 事項番号	8
質問・要望事項	(幸喜区)防災無線が聞きづらく、市に増設をお願いしたら1基しかできないと回答があった。増設してもらいたい。

【質問・要望に対する取組み】 担当部署：総務部 総務課

本市では、災害時における市民の皆様への情報伝達手段の信頼性向上及び市の災害対応

能力の向上を図るために、今年度の早い時期から「防災情報伝達システム整備事業」を実施していくこととしております。

当該事業では、老朽化した防災行政無線設備の更新も行うこととしており、その中で防災行政無線の難聴地域の解消も目指すこととしております。

しかしながら、防災行政無線はスピーカーで音を鳴らすという特性上、閉め切った家屋内や、強風時には聞き取りづらいことがあることも事実です。

そこで市では、防災行政無線以外にも携帯電話で受信することができる緊急速報メールやFMやんばるへの割込み放送など市民の皆様に緊急の防災情報を届けする手段を整備しておりますので、これらの仕組みも活用いただければと考えております。

◆ 第4次名護市総合計画（後期基本計画）の位置付け

政策4 人の和でつくる 自然と都市が調和した快適なまち

施策7 防災・救急体制の充実

質問・要望 事項番号	9
質問・要望事項	ゴミ分別・収集においてパッカー車が入れない箇所があり、分別がされていなければカラスの被害も増えている。分別や種別の変更、改善はできないか。（幸喜区）

【質問・要望に対する取組み】 担当部署：企画部 環境対策課

現在、収集車が入れず戸別収集できない世帯に対しては、集積所へのごみだしをお願いしているところであります。

集積所の多くは、離れた場所にあり、分別が悪く取り残された場合、どこの世帯のごみなのかを判別することが困難なため、集積所に出される全世帯に対してチラシの配布や、直接訪問によりごみの出し方などを説明し、ご協力をいただいているところです。

幸喜区においても車両の進入が困難な道路に面する世帯に対しては、集積所へのごみ出しをお願いしています。

各集積所において、一時期、分別の不備等によりごみが残され、そのごみをカラス等が荒らし、散乱する場所もありましたが、収集を行っている名護市環境企業組合の収集員が把握しており、気付いた時点で掃除をしたりしています。チラシ配布によりごみ出し方法の改善をお願いしたこともあります。

分別や種別の変更については、市の現ごみ処理施設の状況等から、すぐに変更することはできませんが、市としては収集員と連携を図り、取り残されるごみをできるだけなくし、ごみの散乱被害を減らすため、ごみの出し方に係る説明会の開催や収集方法などについて検討していきたいと考えています。

◆ 第4次名護市総合計画（後期基本計画）の位置付け

政策4 人の和でつくる 自然と都市が調和した快適なまち

施策6 環境にやさしい循環型社会の構築

質問・要望 事項番号	20
質問・要望事項	東屋部川沿いの市道「志味屋線」古島付近の信号機設置について、屋部小学校へ多くの生徒が通学路として利用している箇所で交通量が多く、特に朝の通学時に道路横断に危険な箇所である。児童生徒が安心安全に通学できるように手押し式信号機の設置を早くできるようお願いします。

【質問・要望に対する取組み】 担当部署：総務部 総務課

今回の要望については、子供たちの通学等で利用され、横断が多いと認識しております。子供たちの安全・安心に通学ができるよう、信号機の設置は、必要だと考えております。市いたしましては、公安委員会が所管しておりますので、平成23年、平成24年に名護警察署に信号機の設置を上申しておりますが、改めて平成27年度に上申したところであります。

今後とも、安全・安心なまちづくりの推進にむけ、効果的な交通安全対策の実施など重点的に取り組んでいきます。

◆ 第4次名護市総合計画（後期基本計画）の位置付け

政策4 人の和でつくる 自然と都市が調和した快適なまち

施策7 安全・安心なまちづくりの推進

質問・要望 事項番号	21
質問・要望事項	採石場（安和）から碎石運搬のダンプトラック車運行について 宇茂佐、屋部集落内の県道449号線を通るダンプトラックが朝早くから運行し、沿道沿いの住宅、アパート等、名護特別養護支援学校の生徒、屋部小中学校、北農の生徒が通学時歩道を通る時、騒音、粉じん等が発生し生徒の通学時大変危険である。ダンプトラック運転者にはぜひ県道449号線（バイパス）運行をお願いします。

【質問・要望に対する取組み】 担当部署：総務部 総務課

本件につきましては、平成25年2月以降、宇茂佐区、屋部区、沖縄碎石協会、沖縄碎石事業協同組合及び公益社団法人沖縄県トラック協会など関係機関の御理解、御協力のもと国道449号名護バイパスを通行するよう、御理解とご協力を願いし、事業所への周知、看板等の設置、バイパス運行のお願い、運転手に直接チラシの手渡しなど一体となって取り組んできたところであります。

大型ダンプの運行については、道路交通法に基づき道路通行車両の制限されてないことから、市がこれ以上、対応することについて苦慮しているところであります。今後は道路管理者等とも連携し対応してまいります。

また、道路交通法の違反について、平成26年6月には名護警察署に安全運転義務違反行為に対して取り締まりを行うよう要請しております。

騒音については、環境基本法に基づき幹線道路の担う道路に近接する空間における環境基準昼間70デシベル以下で夜間は65デシベル以下となっております。

名護市環境対策課が平成24年2月に宇茂佐地内の国道449号で自動車交通騒音を測定したところ、次のとおり環境基準値を下回る結果となっていました。

測定時間帯	環境基準値	測定値
昼間（6:00～22:00）	70 dB 以下	66.5 dB
夜間（22:00～6:00）	65 dB 以下	59.6 dB

粉じんについては、名護市環境対策課への住民からの苦情などは寄せられてないということでありました。

今後とも、安全・安心なまちづくりの推進にむけ、効果的な交通安全対策の実施など重点的に取り組んでいきます。

◆ 第4次名護市総合計画（後期基本計画）の位置付け

政策4 人の和でつくる 自然と都市が調和した快適なまち

施策7 安全・安心なまちづくりの推進